

## 理 由 書

本市では、新総合計画における「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中で、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成20年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

本案のうち、「平特別緑地保全地区」は、宮前区平3丁目の市街化区域に位置し、「白山南特別緑地保全地区」は、麻生区王禅寺西7丁目の市街化区域に位置し、「上麻生仲村東特別緑地保全地区」は、麻生区上麻生6丁目の市街化区域に位置し、いずれも地域の広域的な緑のネットワークを形成する緑地となっています。さらには、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。以上のことから、上記3地区については、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

また、「岡上丸山南特別緑地保全地区」及び「黒川明坪特別緑地保全地区」は、それぞれ麻生区岡上、黒川の市街化調整区域に位置し、広域的な緑のネットワークを形成している多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は、農地と周辺の樹林地が一体となった田園景観の構成要素となっており、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、上記2地区については、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。